

上新城町内会 自主防災部規約

目次

1. 自主防災部規約
2. 自主防災部計画
3. 自主防災部の編成及び任務分担
4. 防災訓練
5. 付則 自主防災部組織
6. 参考 災害時の情報は

上新城町内会自主防災部規約

第1版
平成22年4月1日

(目的及び設置)

第1条 本規約は、上新城町内における住民が、連帯共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災・風水害等による被害の防止及び軽減を図ることを目的とし上新城町内会自主防災部(以下「自主防災部」と云う)を設置する。

(事務所)

第2条 自主防災部の事務所は、上新城町内会館に置く。

(事業)

第3条 自主防災部は、第1条の目的を達成するため、新城小学校避難所運営会議と連携し、次に掲げる事項を行う。

- (1) 防災思想に関する知識の普及・啓発及び災害予防等に関すること
- (2) 防災訓練の実施に関すること
- (3) 防災食器材の整備に関すること
- (4) 地震等の災害発生時における年報の伝達・初期消火・救出救護・避難誘導・給食・給水に関すること
- (5) その他、自主防災部の目的を達成するために必要な事項に関すること

(役員及び選出)

第4条 1 . 自主防災部に次の役員を置く。

- (1) 部長1名
- (2) 副部長3名
- (3) 総務(企画・書記及び会計各1名)
- (4) 班長6名

2 . 部長は上新城町内会(以下「町内会」と云う)会長が兼務する。

3 . 副部長・総務及び班長は、町内会々員が推薦し自主防災部長が承認する。

(副班長・班員の設置及び選出)

第5条 1 . 副班長6名及び各班に班員を若干名置く。

2 . 副班長及び班員は、町内会役員の推薦により選出する。

(役員・副班長及び班員の任期)

第6条 1 . 役員及び副班長の任期は、2年とし再任は妨げない。

2 . 町内会の班委員が就任した場合の任期は、1年とし再任を妨げない。

(役員・副班長及び班員の任務)

- 第7条 1. 部長は自主防災部を代表し、防災に関わる活動を統括する。
(自主防災部計画「自主防災部の編成及び任務分担」[別紙-1]参照)
2. 副部長は、担当班を総括し部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 企画は、自主防災部の運営について企画立案し進言する。
4. 書記は、自主防災部の議事を記録し、自主防災部内外への連絡・広報などを行う。
5. 会計は、自主防災部の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
6. 班長は、自主防災部計画「自主防災部の編成及び任務分担」[別紙-1]の防災班活動の指示をする。
7. 副班長は、班長を補佐し班長事故ある時はその職務を代行する。
8. 班員は、自主防災部計画「自主防災部の編成及び任務分担」[別紙-1]の防災班活動を行う。

(役員会)

- 第8条 1. 役員会は、部長・副部長・企画・書記・今計及び班長(班長不在の際は、副班長が代行する)をもって構成する。
2. 役員会は原則として、毎年1回開催する。但し、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
3. 役員会は、部長が招集する。
4. 役員会は、次の事項を審議する。
(1)規約の改正に関すること
(2)事業計画に関すること
(3)予算に関すること
(4)町内会より依頼されたこと
(5)その他、部長が特に必要と認めたこと
5. 会議は議事録を作成する。

(防災計画)

- 第9条 1. 自主防災部は、第1条に規定する目的を達成するため、防災計画を作成する。
2. 防災計画は、第9条に規定する事項の総合的かつ計画的な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

- 第10条 自主防災部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

- 第11条 自主防災部の運営に要する経費は、町内会の防災対策費をもってあてる。

付則

- この規約は、平成 年4月1日より施行する。

1. 目的

この計画は、上新城町内会自主防災部(以下「自主防災部」という)の規約に基づき防災活動に関し必要な事項を定めることにより、地震・火災・風水害等の災害による被害の発生及びその拡大の防止を図ることを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする

- (1)防災組織の編成及び任務分担に関する事
- (2)防災思想・知識の啓発及び普及に関する事
- (3)防災訓練の実施に関する事
- (4)防災食器材等の備蓄及び管理に関する事
- (5)情報の収集・伝達に関する事
- (6)出火防止・初期消火に関する事
- (7)救出救護に関する事
- (8)避難誘導に関する事
- (9)給食給水に関する事
- (10)環境衛生に関する事

3. 自主防災部組織の編成及び任務分担

地震等、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、付則自主防災部組織及び自主防災部の編成及び任務分担[別紙-1]を編成する。

4. 防災訓練

- (1)大地震等、災害の発生に備えて、情報の収集伝達・消火・避難等が迅速かつ的確に行えるよう、自主防災部訓練[別紙-2]により防災訓練を実施する
- (2)訓練の実施に際しては、その目的及び実施要領を明らかにした訓練実施計画を作成する
- (3)訓練の時期及び回数訓練は、原則として、防災の日・火災予防運動期間中及び町内会等の行事の中で年一回以上行う。

5. その他

分担部門	平常時の役割	災害時の役割
部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組織の総括 2. 各班の調整と統合 3. 防災会議の開催 4. 防災計画・防災訓練等の企画立案・実施及び防災リーダーの養成 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「対策本部」の設置 2. 「市の災害対策本部」との連絡・調整 3. 各班への指示と調整 4. 災害支援団体(ボランティア等)への対応
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 講演会・映画・ミニコミ紙等による防災知識の普及啓発 2. 情報収集伝達体制の整備 3. 資器材の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集・伝達 2. 被害状況を把握し、防災関係機関へ通報 3. 災害(パニック)防止のための広報
消火班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正しい火の使い方の指導 2. 家庭での出火防止の指導・点検 3. 消火体制の整備 4. 資器材の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消火器・バケツ等による初期消火の実施 2. 出火防止の広報活動
救出救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家屋の倒壊等による救出技術の習得 2. 救出救護体制の整備 3. 資器材の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家屋の倒壊等による救出・救護活動
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難体制の整備 2. 集合場所・避難経路・避難場所の巡回と熟知 3. 資器材の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 集合場所・避難経路の安全確認 2. 避難誘導活動 3. 人員点呼等、避難者の把握
給食給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 炊事用具等の調達と管理 2. 食料等、物資の配分計画の確立 3. 非常食の家庭備蓄PR 4. 資器材の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給食・給水の実施 2. 炊き出しの実施 3. 食料等、提供物資の配分
環境衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所内の整理整頓、清掃方法の等の検討 2. パトロール方法の検討 3. し尿廃棄物の処理方法の検討 4. 仮設トイレ設置箇所の検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮設トイレの設置 2. し尿廃棄物の処理人数の確保と分担 3. 避難所内の整理整頓、清掃のルールの設定 4. 保安要員によるパトロール

訓練は、下記の内容を避難所運営組織のもとで行う。他だし、訓練の内容によっては、自主防災部単独に行う事もある。

項目及び 分担班	訓練内容
情報の収集・ 伝達訓練 (情報広報班)	被害の状況等を正確かつ迅速に把握し、収集した情報を防災関係機関に通報し、防災関係機関の指示等を迅速かつ的確に地域住民に伝達することについて習熟する。
消火訓練 (消火班))	オイルパン等を使用し、消火器やバケツ等による消火技術を習熟する。
救出・救護 訓練 (救出救護班)	家屋の倒壊等による被害者を簡単な工具を使用して救出する。 また、負傷者の応急手当の方法等について知識及び技術を習熟する。
避難誘導 訓練 (避難誘導班)	避難の要領を熟知し、定められた避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう習熟する。
給食・給水 訓練 (給食・給水班)	炊き出しや食料・飲料水を確保する方法及び提供された食料・飲料水・毛布等、物資の配分方法について習熟する。
環境衛生 訓練 (環境衛生班)	仮設トイレ等の環境衛生設備の設置・運用方法等について習熟する。

[付則]

上新城町内会自主防災部組織

